

**居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援  
重要事項説明書**

令和 年 月 日

## 1 事業所の概要

事業所名称	森ケアサービス
事業所所在地	兵庫県尼崎市南塚口町3丁目9番地28号
指定事業所番号	2813005267 移動支援2863005266
開設年月日	平成28年8月1日
連絡先	電話：06-6428-2271
管理者	市田こころ
サービス提供実施地域	尼崎市全域・ただし、地域以外の利用希望者については相談いたします。 指定専門型・指定標準型訪問サービスは尼崎市のみとします。

## 2 当事業所の法人概要

法人名	一般社団法人あみーる
所在地	兵庫県尼崎市南塚口町2丁目14番地24号
設立	平成27年10月15日
代表者	代表理事 森 克己
電話	06-6428-2271
FAX	06-6421-2014
他の事業	訪問介護・尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業 障害児通所支援・相談支援事業
ホームページアドレス	<a href="http://www.eonet.ne.jp/~mori-careservice/">http://www.eonet.ne.jp/~mori-careservice/</a>

## 3 事業の目的・運営方針

事業の目的	一般社団法人あみーる「森ケアサービス」は法律の定める制度を活用した適正な運営を確保し、円滑な運営を図るとともに、障害者（児童福祉を含む）・高齢者等社会的弱者の意思及び基本的人権を尊重して、豊かで生きる楽しさを実感できるサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	① 利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事。外出時における移動中の介護や生活等に関する相談・助言を援助するものとします。 ② サービス提供に当たっては、利用者及びその家族の意向に沿ってサービスの提供ができるように務めるものとします。 ③ サービス提供に当たっては、地域との連携を重視し、利用者の所在する市町村・関係医療・他の指定福祉サービス事業者・指定相談支援事業者・保健医療サービス事業者との密接な連携に務めるものとします。 ④ 総合支援法及び他の関係法令等を遵守し、居宅介護サービス・重度訪問介護サービス・同行 援護サービス・移動支援サービスを提供するものとします。

## 4 事業所の営業日・営業時間

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後6時00分

休業日 日曜日・国民の祝日・8月13日～8月15日・12月31日～1月3日

※ 訪問介護員は上記関係なく活動しています。

※ 午後6時以降 留守番電話・転送電話での対応

## 5 事業所の職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	1名
訪問介護員	10名

訪問介護員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示を求めることが出来ます。

訪問介護員等の員数基準については変動がありますが、基準を守ります。

(1)

一般社団法人あみーる

6 サービスの主たる対象

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児
--------------------------------	-----------------------

7 こんなサービス提供が出来ます

(1) 身体介護

- ① 利用者の身体に直接接触して行う介助
- ② 介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③ 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。



身体を起こす



食事介助



トイレ介助



身体整容



洗髪



入浴介助



服薬介助



通院・外出介助



体位変換



衣服の脱着

(2) 家事援助

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。



ベットメイク



洗濯



調理



掃除・ごみ出し



買物



薬の受取



衣服の整理・被服の補修

8 原則として次のサービスは提供出来ません

利用者（本人）以外の洗濯や調理等・来客時の接待・大掃除等



居室等以外の掃除



布団干し



留守番・話相手のみ



自動車の洗車・清掃



草むしり



花木の水やり



ペットの世話



家具等の移動

(2)

一般社団法人あみーる



園芸・剪定等



ペンキ塗り・ワックス



特別な料理

## 9 サービス提供の内容

- ① 居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画・移動支援計画の作成
- ② 介護支援専門員の派遣  
利用者に該当する有資格者（介護支援専門員）の派遣

## 10 サービス提供時の利用料及び利用負担（料金）

### (1) 介護給付費対象サービス利用者負担額

- ① サービスに要した費用の原則      1割      2割      3割
- ② 利用者（本人）又は扶養義務者の負担能力に応じ、市長が定めた額。  
ただし、利用者の身体理由又は事業所の判断により1人の介護支援専門員による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の介護支援専門員によってサービスを提供した場合は2人分の料金をいただきます。  
※ 利用者が他の市に転出する場合、利用者負担額が変わることもあります。

### (2) その他の料金

#### ① 交通費

- ・ 活動中にかかる交通費は「本人分+介護支援専門員分」の料金
- ・ 同行援護・移動支援のサービス提供が片道の場合  
介護支援専門員の帰りの交通費（実費）を頂きます。
- ・ 当事業所の職員がサービス提供のため、利用者宅へお伺いするための交通費についてはいただきます。  
ただし、尼崎市内の場合は無料です。

#### ② その他の費用（実費）

- 活動中にかかるすべての費用は「本人分+介護支援専門員分」の料金  
ただし、飲食費は除きます。

### (3) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は至急にご連絡ください。

- ① ご利用日の訪問する時間より24時間前までにご連絡いただいた場合は →無料です。
- ② 24時間前までにご連絡いただかなかった場合は →1,000円いただきます。

### (4) 利用者宅でのサービス提供

- ① サービス提供をするために必要となる水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

### (5) 支払方法

上記の支払方法は利用のあった月に集計し、請求をさせていただきます。  
請求書が届いた日から10日以内にお支払いをお願いします。

## 11 サービス利用方法

### (1) サービスの利用開始と自動更新について

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援で介護給付費支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方はご連絡ください。当事業所か利用者のご自宅で当事業所のサービス提供に係わる契約・重要事項の説明を行います。
- ② サービス提供の利用が決定した場合に契約を締結し居宅介護支援計画・重度訪問介護計画・同行援護計画・移動支援計画の該当する計画を作成します。
- ③ サービス提供の開始
- ④ 契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。  
ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約解除の申し出がない場合は自動的に更新されるものとします。
- ⑤ 契約期間中の支給量の増減については個別に対応するものとします。
- ⑥ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援でのサービス提供に当たっては適切なサービス提供をするために利用者（本人）の心身の状況や生活環境・保健医療サービスや他の福祉サービス提供の利用状況を把握させていただきます。

(2) 契約の終了と自動更新について

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で、この契約を解除することが出来ます。ただし利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は通知でも契約を解約をする事が出来ます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービス提供をしない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合に利用者が文書等で通知する事により直ちにこの契約を解除する事が出来ます。
- ③ 利用者がサービス提供利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延したので料金の支払いを催告したにも係わらずお支払がいただけない場合。
- ④ 当事業者や職員に対して利用者・ご家族等が本契約継続しがたい背信行為を行った場合は直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただきます。
- ⑤ 当事業所を閉鎖又は縮小する場合等やむを得ない事情がある場合には契約を解除し、サービス提供を終了させていただく事があります。但し、契約を解除する日の30日前までに文書等で通知致します。
- ⑥ 契約の有効期間については、受給認定の有効期間の満了でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了10日前までに利用者から契約終了する旨の通知が無い場合には次の受給認定の有効期間まで自動的に更新されます。

(3) 契約の自動終了

次の場合は連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 障害福祉サービスの介護給付費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合  
所定の期間経過をもって終了いたします。
- ③ 利用者が亡くなった場合

12 プライバシーの保護

当法人は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、当法人がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。このため、個人情報の利用については、利用者の個人情報使用同意書を得るものとします。

13 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の様態が急変した場合

- ① 主治医・ご家族等に連絡するなど必要な処置を講ずる。
- ② 時と場合により救急車の手配をする。
- ③ 関係機関に連絡をする。

14 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

- ① 事故の原因を解明し再発生を防ぐための対応を取る。  
状況判断及び安全処理を取る。
- ② 個人情報使用同意書に基づき、連絡先に連絡を取る。  
場合によっては、市役所・国保連に連絡を取る。
- ③ 事故の状況及び採った処理についての記録を取る。

(2) 市町村・家族への連絡方法

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(3) 当法人の再発防止策等

- ① 事実の調査と対応策のミーティングを行い改善策をたてる。
- ② 再発防止とサービス改善に役立てるために台帳に記入する。

(4) 損害賠償

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当法人は下記の損害賠償保険に加入しています。

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| ○ 保険会社名 | 三井住友海上火災            |
| ○ 加入保険名 | 福祉事業者賠償責任保証         |
| ○ 保険の内容 | 業務遂行損害賠償            |
| ○ 賠償の概要 | 業務活動での不注意によって発生した偶然 |

15 相談・苦情・虐待防止窓口

① 森ケアサービス在宅介護相談

相談・苦情・虐待防止受付担当者 森 純子  
 相談・苦情・虐待防止解決責任者 森 克己

電話連絡 06-6428-2271  
 平日（月曜日～金曜日）午前10時～午後5時

② 兵庫県障害福祉課

電話連絡 078-362-9105  
 平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後5時

③ 尼崎市障害福祉課

電話連絡 06-6489-6352  
 平日（月曜日～金曜日）午前9時～午後5時

④ 兵庫県社会福祉協議会運営適正課委員会事務局

電話連絡 078-242-6868  
 平日（月曜日～金曜日）午前10時～午後4時

16 当事業所の特徴

お客様により良いサービス提供が出来るように提供する介護支援専門員の質の評価を行い常にその改善を図るように次の取組を行っています。

①職員の研修及び教育 ②苦情・虐待防止体制 ③緊急時・事故発生時の体制 ④衛生面の体制 ⑤利用者等への適切な連絡体制 ⑥関係機関への連絡体制 ⑦利用者等との相談活動の体制 ⑧利用者との信頼関係の体制等

令和 年 月 日

サービス提供の利用開始にあたり、上記内容について、介護福祉支援事業者の指定に関する基準を定める条例に基づき利用者説明を致しました。

【事業者】 所在地 尼崎市南塚口町2丁目14番24号  
 名称 一般社団法人あみーる  
 代表者 代表理事 森 克己 ㊟  
 【事業所】 所在地 尼崎市南塚口町3丁目9番28号  
 名称 森ケアサービス  
 電話 06-6428-2814  
 【説明者】 ㊟

上記内容の説明を事業者（説明者）から確かに受け、了承しました。

【利用者】	所在地	(〒 - )
	氏名	㊟
	電話	
【代理人】	所在地	(〒 - )
	氏名	㊟
	電話	06-6435-8878